

○個人課税事務提要(様式六編) 法令角字表 第4章 新口表

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 郵便署印 郵便印 案内番号 番号 <small>この欄には 郵便署印の年月日 郵便印 案内番号 番号</small> </div> <p style="text-align: center;">平成____年分所得税の更正の請求書</p> <p style="margin-left: 100px;">(郵便署印)</p> <p>住所_____職業_____</p> <p>税務署長 _____ 年____月____日 提出 氏名_____ 電話番号_____</p> <p>平成____年分所得税について次のとおり更正の請求をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">請求の目的となつた申告又は処分の種類</td> <td style="width: 33%;">申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となつた事実が生じた日</td> <td style="width: 33%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</td> </tr> </table> <p>請求額の計算書(記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">総合課税の所得金額</th> <th colspan="2">申告し又は処分の通知を受けた額</th> <th colspan="2">請求額</th> <th colspan="2">申告し又は処分の通知を受けた額</th> <th colspan="2">請求額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">税</th> <th style="text-align: center;">税</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">税</th> <th style="text-align: center;">税</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">④に対する税額</th> <th style="text-align: center;">⑤に対する税額</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">④に対する税額</th> <th style="text-align: center;">⑤に対する税額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">⑥に対する税額</th> <th style="text-align: center;">計</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">⑥に対する税額</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: right;">①</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">※</td> <td style="text-align: right;">②</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">※</td> <td style="text-align: right;">③</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">差引所得税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">所得税控除</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">災害減免額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">外國税額控除</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">再差引所得税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">定率減税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">源泉徴収税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">申告納税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">予定納税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(第1期分・第2期分)</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">第3期分 納める税金</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">の税額 送付される税</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">①に対する金額 ④</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">②に対する金額 ⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">③に対する金額 ⑥</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">扶養控除 入 入</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">基礎控除</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">第3期分 納める税金</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">の税額 送付される税</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">①に対する金額 ④</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">②に対する金額 ⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">③に対する金額 ⑥</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」、「商品先物取引の分離事業所得」、「商品先物取引の分離雑所得」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">還付される税金の受取場所</td> <td style="width: 33%;">(預金口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店 郵便局 本店・支店 本店・支店</td> <td style="width: 33%;">(その他の場合) 郵便局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">預金口座番号_____</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(郵便署印)</p>	請求の目的となつた申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となつた事実が生じた日	年 月 日	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等			総合課税の所得金額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額		申告し又は処分の通知を受けた額		請求額				円	円			円	円			税	税			税	税			④に対する税額	⑤に対する税額			④に対する税額	⑤に対する税額			⑥に対する税額	計			⑥に対する税額	計	合 計	①									※	②									※	③									差引所得税額										所得税控除										災害減免額										外國税額控除										再差引所得税額										定率減税額										源泉徴収税額										申告納税額										予定納税額										(第1期分・第2期分)										第3期分 納める税金										の税額 送付される税										①に対する金額 ④										②に対する金額 ⑤										③に対する金額 ⑥										扶養控除 入 入										基礎控除										合 計										第3期分 納める税金										の税額 送付される税										①に対する金額 ④										②に対する金額 ⑤										③に対する金額 ⑥										還付される税金の受取場所	(預金口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店 郵便局 本店・支店 本店・支店	(その他の場合) 郵便局	預金口座番号_____			<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 郵便署印 郵便印 案内番号 番号 <small>この欄には 郵便署印の年月日 郵便印 案内番号 番号</small> </div> <p style="text-align: center;">平成____年分所得税の更正の請求書</p> <p style="margin-left: 100px;">(郵便署印)</p> <p>住所_____職業_____</p> <p>税務署長 _____ 年____月____日 提出 氏名_____ 電話番号_____</p> <p>平成____年分所得税について次のとおり更正の請求をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">請求の目的となつた申告又は処分の種類</td> <td style="width: 33%;">申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となつた事実が生じた日</td> <td style="width: 33%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</td> </tr> </table> <p>請求額の計算書(記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">総合課税の所得金額</th> <th colspan="2">申告し又は処分の通知を受けた額</th> <th colspan="2">請求額</th> <th colspan="2">申告し又は処分の通知を受けた額</th> <th colspan="2">請求額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">税</th> <th style="text-align: center;">税</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">税</th> <th style="text-align: center;">税</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">④に対する税額</th> <th style="text-align: center;">⑤に対する税額</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">④に対する税額</th> <th style="text-align: center;">⑤に対する税額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">⑥に対する税額</th> <th style="text-align: center;">計</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">⑥に対する税額</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: right;">①</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">※</td> <td style="text-align: right;">②</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">※</td> <td style="text-align: right;">③</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">差引所得税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">所得税控除</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">災害減免額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">外國税額控除</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">再差引所得税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">定率減税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">源泉徴収税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">申告納税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">予定納税額</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(第1期分・第2期分)</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">第3期分 納める税金</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">の税額 送付される税</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">①に対する金額 ④</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">②に対する金額 ⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">③に対する金額 ⑥</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">扶養控除 入 入</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">基礎控除</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">第3期分 納める税金</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">の税額 送付される税</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">①に対する金額 ④</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">②に対する金額 ⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">③に対する金額 ⑥</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」、「商品先物取引の分離事業所得」、「商品先物取引の分離雑所得」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">還付される税金の受取場所</td> <td style="width: 33%;">(預金口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店 郵便局 本店・支店 本店・支店</td> <td style="width: 33%;">(その他の場合) 郵便局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">預金口座番号_____</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(郵便署印)</p>	請求の目的となつた申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となつた事実が生じた日	年 月 日	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等			総合課税の所得金額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額		申告し又は処分の通知を受けた額		請求額				円	円			円	円			税	税			税	税			④に対する税額	⑤に対する税額			④に対する税額	⑤に対する税額			⑥に対する税額	計			⑥に対する税額	計	合 計	①									※	②									※	③									差引所得税額										所得税控除										災害減免額										外國税額控除										再差引所得税額										定率減税額										源泉徴収税額										申告納税額										予定納税額										(第1期分・第2期分)										第3期分 納める税金										の税額 送付される税										①に対する金額 ④										②に対する金額 ⑤										③に対する金額 ⑥										扶養控除 入 入										基礎控除										合 計										第3期分 納める税金										の税額 送付される税										①に対する金額 ④										②に対する金額 ⑤										③に対する金額 ⑥										還付される税金の受取場所	(預金口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店 郵便局 本店・支店 本店・支店	(その他の場合) 郵便局	預金口座番号_____		
請求の目的となつた申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となつた事実が生じた日	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総合課税の所得金額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額		申告し又は処分の通知を受けた額			請求額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			円	円				円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			税	税			税	税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			④に対する税額	⑤に対する税額			④に対する税額	⑤に対する税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			⑥に対する税額	計			⑥に対する税額	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合 計	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
※	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
※	③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
差引所得税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
所得税控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害減免額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
外國税額控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
再差引所得税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
定率減税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
源泉徴収税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
申告納税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
予定納税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(第1期分・第2期分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第3期分 納める税金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
の税額 送付される税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①に対する金額 ④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②に対する金額 ⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
③に対する金額 ⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
扶養控除 入 入																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
基礎控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第3期分 納める税金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
の税額 送付される税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①に対する金額 ④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②に対する金額 ⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
③に対する金額 ⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
還付される税金の受取場所	(預金口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店 郵便局 本店・支店 本店・支店	(その他の場合) 郵便局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
預金口座番号_____																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
請求の目的となつた申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となつた事実が生じた日	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総合課税の所得金額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額		申告し又は処分の通知を受けた額		請求額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			円	円			円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			税	税			税	税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			④に対する税額	⑤に対する税額			④に対する税額	⑤に対する税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			⑥に対する税額	計			⑥に対する税額	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合 計	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
※	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
※	③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
差引所得税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
所得税控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害減免額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
外國税額控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
再差引所得税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
定率減税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
源泉徴収税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
申告納税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
予定納税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(第1期分・第2期分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第3期分 納める税金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
の税額 送付される税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①に対する金額 ④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②に対する金額 ⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
③に対する金額 ⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
扶養控除 入 入																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
基礎控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第3期分 納める税金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
の税額 送付される税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①に対する金額 ④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②に対する金額 ⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
③に対する金額 ⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
還付される税金の受取場所	(預金口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店 郵便局 本店・支店 本店・支店	(その他の場合) 郵便局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
預金口座番号_____																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

改 正	後	改 正	育
書 き 方		書 き か た	
<p>1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。</p> <p>(2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。</p> <p>(4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。</p> <p>(5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払いを受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称（当てはまる文字を（　　）で囲んでください。）、預金の種類名及びその口座番号を記載してください。それ以外のときは支払いを受けるのに便利な郵便局名を記載してください。また、あなたの通常貯金（振替預入契約をしているものに限ります。）への振込みを希望されるときは、併せてその通常貯金の記号番号も記載してください。</p> <p>4 変動所得若しくは臨時所得のある人、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある人、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある人又は分離課税とされる商品先物取引の雑所得等のある人は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを2段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。</p> <p>(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書</p> <p>(2) 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書</p> <p>(4) 商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書</p> <p>5 詳しいことは、税務署（所得税担当）におたずねください。</p>	<p>1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。</p> <p>(2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。</p> <p>(4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。</p> <p>(5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称（当てはまる文字を（　　）で囲んでください。）、預金の種類名及びその口座番号を記載してください。それ以外のときは支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。また、あなたの通常貯金（振替預入契約をしているものに限ります。）への振込みを希望されるときは、併せてその通常貯金の記号番号も記載してください。</p> <p>4 変動所得若しくは臨時所得のある人、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある人又は分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある人又は分離課税とされる商品先物取引の雑所得等のある人は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを2段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。</p> <p>(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書</p> <p>(2) 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書</p> <p>5 詳しいことは、税務署（所得税担当）におたずねください。</p>		

改 正 後

卷之三

この欄には 書かないで ください	郵便局署消印の年月日	確認印	索引番号		番号
	年月日				111111

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

税務署長 住 所 (又は取扱所、新所、居宅など) _____ 職業 _____
年 月 日 提出 フラガナ 氏名 _____ ㊞ 電話番号 _____

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

送付請求金額 円
(下の送付請求書金額の計算書の④の金額)

純損失の金額の生じた年分	年分	運付の請求が、事業の廃止、相同期間の休止、事業の全額又は重要な部分の廃止、相続によるものである場合はその欄に記入してください。	請求の事由(前掲する文字を〇で囲んでください。)	左の事業の生じた年月日	この純損失の金額について既に算出したうえにてる運送を受けた事業の有無
純損失の金額を繰り戻す年分 (純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)	年分	事業の 廃止 休止 相続	停止 休止 休止 期間	・ ・ ・ ・	有 無

送付請求金額の計算書

卷之三

(三)
易經

		金額		金額	
平成 年分の 純損失の 金額	A 純損失の 金額	変動所得	①	B 純 所 得	変動所得
	純 所 得	②		純 所 得	⑥
	所得	③		所得	⑦
	所得	④		所得	⑧
	所得	⑤		所得	⑨
	C 純 所 得 が 減 か れ る 額	純 所 得	⑩	E 純 所 得 が 減 か れ る 額	純 所 得
年 分 の 税 額	純 所 得 が 減 か れ る 額	所得	⑪	純 所 得 が 減 か れ る 額	所得
	所得	⑫		所得	⑬
	所得	⑬		所得	⑭
	所得	⑭		所得	⑮
	D ⑪に対する税額	⑯		F ⑯に対する税額	⑯
	D ⑫に対する税額	⑯		F ⑯に対する税額	⑯
年 分 の 税 額	D ⑬に対する税額	⑯		F ⑯に対する税額	⑯
	D ⑭に対する税額	⑯		F ⑯に対する税額	⑯
	計	⑯		計	⑯
	定率減税相当額	⑯		定率減税相当額	⑯
	(⑯-⑯) (本欄の場合は) 引出してください。	⑯		(⑯-⑯) (本欄の場合は) 引出してください。	⑯
	源泉徴収税額を 差し引く前の所得税額	⑯		純損失の金額の繰戻し による還付金額 (⑯-⑯)-(⑯-⑯)のいずれか一方の額	⑯

6

(預金口座に振込みを希望する場合)	(その他の場合)
銀行 支店名 預金番号	本店・支店 支店名 郵便局
預け取りの場合は、郵便局名を書いてください	

改正前

內受易

この欄には 何か書いて ください。	被徴物の返却日付印の年月日	確認印	置換台帳	番号
	年月日			111111

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

稅務署長監
住 所
(又は事務所、
窓口等を記入)
年 月 日 推出
姓 氏
名
職業
電話番号

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付についてなのとおり請求します。

運付請求金額
(下の運付請求金額の計算書の④の金額)

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は主要部分の譲渡、和約によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由(該当する文字を〇で囲んでください。)	左の実害の生じた年月日	この純損失の金額について、既に税額による返戻を受けた事実の有無
純損失の金額を繰り戻す年分 (純損失の金額が生じた年の前年をさします。)	年分		事業の 廃止 休止 譲渡 和約	休止期間	有・無

還付請求金額の計算書(書きかたは裏面に説明してあります。)

金額				金額		
A 平成 年分の 純損失の 金額	変動所得	①	円	B △に の純 うり ち戻す 年金 分額	変動所得	⑤
	その他の所得	②		△に の純 うり ち戻す 年金 分額	その他の所得	⑦
	所得	③			所得	⑨
	所得	④			所得	⑩
	所得	⑤			所得	⑪
B 純損失の 金額 の算定 額	C 課税 所得 される べき 額	⑫	E 純さ れし 所持 税額	課税 所得	⑬	
	所得	⑬		所得	⑭	
	所得	⑮		所得	⑯	
	所得	⑯		所得	⑰	
	D ⑪に対する税額	⑯	F ⑬に対する税額	⑯		
C ⑯に対する税額	⑯	⑭に対する税額	⑯			
⑯に対する税額	⑯	⑯に対する税額	⑯			
⑯に対する税額	⑯	⑯に対する税額	⑯			
計	⑯	計	⑯			
D 定率課税相当額	⑯	定率課税相当額	⑯			
	⑯-⑯(100円未満の端数は切り捨てるください。)	⑯	⑯-⑯(100円未満の端数は切り捨てるください。)	⑯		
	還付税額を 差し引く前の 所持税額 (還付税額の端数は切り捨てる) に対する税額をもとめる。	⑯	純損失の金額の 算定額 による還付 税額 (⑯-⑯-⑯)でなければならない。 の場合は、	⑯		

通付される税金の受取場所	(預金口座に振込うを希望する場合)	(その他の場合)
	本店・支店 開 全社・銀行 販賣・通路	郵便局 登記手数料の 支拂金額
預金口座		

改 正 後	改 正 前
書き方	書きかた
<p>1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>(1) 「平成 年分の純損失の金額①～⑩」欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「平成 年分の純損失の金額」欄 空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。</p> <p>ロ 「A 純損失の金額①～⑩」欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。 この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻ししようとする人で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。 なお、純損失の金額のうちに純所得の損失のほか、次の所得の損失があるときは、「③」から「⑩」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。 これらの所得が2以上あるときは、①、②、③の順に書きます。</p> <p>(名称)</p> <p>① 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得 「分離短期譲渡」</p> <p>② 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得 「分離長期譲渡」</p> <p>③ 山林所得 「山林」</p> <p>④ 退職所得 「退職」</p> <p>ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額⑪」欄 純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得、分離課税の商品先物取引の事業所得及び雑所得に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから記載します。</p> <p>(3) 「繰戻し額控除後の税額⑫～⑬」欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額⑭～⑯」欄の各欄 「C 課税される所得金額⑪～⑩」から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額⑪～⑩」を差し引いた金額を書きます。 この場合、「⑪」から「⑩」の各欄の「所得」欄には、「⑪」から「⑩」の各欄に記入した所得の名称を書きます。 なお、その差引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>ロ 「F Eに対する税額⑭～⑯」欄の各欄 「⑪」から「⑩」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出金額を書きます。 なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている人は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払いを受ける場合に、取引銀行などのあなたの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称(当てはまる文字を□で囲んでください。)、預金の種類名及びその口座番号を書いてください。それ以外のときは支払いを受けるのに便利な郵便局名を書いてください。また、あなたの通常貯金(振替預入契約をしているものに限ります。)への振込みを希望されるときは、併せてその通常貯金の記号番号も書いてください。</p>	<p>1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>(1) 「平成 年分の純損失の金額①～⑩」欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「平成 年分の純損失の金額」欄 空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。</p> <p>ロ 「A 純損失の金額①～⑩」欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。 この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻ししようとする人で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。 なお、純損失の金額のうちに純所得の損失のほか、次の所得の損失があるときは、「③」から「⑩」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。 これらの所得が2以上あるときは、①、②、③の順に書きます。</p> <p>(名称)</p> <p>① 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得 「分離短期譲渡」</p> <p>② 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得 「分離長期譲渡」</p> <p>③ 山林所得 「山林」</p> <p>④ 退職所得 「退職」</p> <p>ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額⑪」欄 純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得、分離課税の商品先物取引の事業所得及び雑所得に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから記載します。</p> <p>(3) 「繰戻し額控除後の税額⑫～⑬」欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額⑭～⑯」欄の各欄 「C 課税される所得金額⑪～⑩」から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額⑪～⑩」を差し引いた金額を書きます。 この場合、「⑪」から「⑩」の各欄の「所得」欄には、「⑪」から「⑩」の各欄に記入した所得の名称を書きます。 なお、その差引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>ロ 「F Eに対する税額⑭～⑯」欄の各欄 「⑪」から「⑩」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出金額を書きます。 なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。</p> <p>(2) 「前年分の税額⑪～⑩」の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「C 課税される所得金額⑪～⑩」欄及び「D Cに対する税額⑪～⑩」欄の各欄 純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得、分離課税の商品先物取引の事業所得及び雑所得を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから記載します。</p>

改

正

後

改

正

育

税務署受付印

1 0 6 0

所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書

税務署長殿

平成____年____月____日提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (TEL)		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 (TEL)		
フ リ ガ ナ 氏 名		生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日 生 平成
職 業	フ リ ガ ナ 屋 号		

納税地を次のとおり異動したので届けます。

1 異動年月日 平成____年____月____日

2 納 税 地

(1) 異動前の納税地_____

(2) 異動後の納税地_____

3 事業所等の所在地及び事業内容

屋号等_____所在地_____事業内容_____

屋号等_____所在地_____事業内容_____

4 その他参考事項

関与税理士

(TEL)

税 務 署 署 欄	整 理 番 号	固 定 課 門 別	A	B	C	D	E
0							

税務署受付印

1 0 6 0

所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書

税務署長殿

平成____年____月____日提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (TEL)		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 (TEL)		
フ リ ガ ナ 氏 名		生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日 生 平成
職 業	フ リ ガ ナ 屋 号		

納税地を次のとおり異動したので届けます。

1 異動年月日 平成____年____月____日

2 納 税 地

(1) 異動前の納税地_____

(2) 異動後の納税地_____

3 事業所等の所在地及び事業内容

屋号等_____所在地_____事業内容_____

屋号等_____所在地_____事業内容_____

4 その他参考事項

関与税理士

(TEL)

税 務 署 署 欄	整 理 番 号	固 定 課 門 別	A	B	C	D	E
0							